

日本福祉大学スカラシップ入学試験奨学生規程

（目的）

第1条 この規程は、スカラシップ入学試験に合格した者に対して、授業料等を減免することにより、本学への入学と学業奨励を促進して、学部の学力水準向上に寄与することを目的とする。

（内容および定員）

第2条 この規程により、授業料等の減免を受ける者をスカラシップ入学試験奨学生（以下「奨学生」という。）という。

2 奨学生の定員は20名を原則とする。

3 入学金の半額および前期・後期の授業料の半額をそれぞれ減免する。

（減免資格）

第3条 この減免は、本学が実施するスカラシップ入学試験に出願して、学力と学ぶ意欲の両方を有すると判定した者の中から、第5条に定める選考手続により奨学生として採用を決定した者を対象とする。

（募集時期及び出願書類）

第4条 奨学生の募集時期及び出願書類は、毎年度のスカラシップ入学試験の入試要項において定める。

（選考手続及び採用人数）

第5条 スカラシップ入学試験の学力試験と書類審査の結果をもとに、日本福祉大学奨学金選考会議（以下「選考会議」という。）で審議し、教授会の議を経て、奨学生として採用する合格者および人数を学長が決定する。

2 奨学生の入学決定後、常任理事会に採用者及び人数を報告する。

（選考結果の通知及び手続）

第6条 奨学生の合否は、スカラシップ入学試験選考結果通知にて通知する。

2 前項の通知後、スカラシップ入学試験の選考結果に関する申請書を提出することにより、奨学生としての採用が確定する。

（減免期間）

第7条 減免期間は、4年間とする。ただし、別に定める基準に基づき、年度ごとに減免の可否を判定する。

2 在籍期間中に休学した場合には、当該休学期間中は減免を行わない。

（他の奨学金との併給禁止）

第8条 奨学生は、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

（奨学生の取り消し）

第9条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、選考会議の議を経て、奨学生の資

格を取り消すものものとする。

- (1) 入学を辞退したとき
 - (2) 退学、除籍もしくは留年したとき
 - (3) 当該学部教授会が成業の見込みがないと判断したとき
 - (4) 必要書類の提出、面談等、大学からの要請に理由なく応じないとき
 - (5) 大学学則第49条により懲戒を受けたとき
 - (6) 減免を辞退したとき
 - (7) その他、奨学生としてふさわしくない行為が認められるとき
- (奨学生関係事務の取扱課室)

第10条 この奨学生の事務については、入学試験及び選考会議の運営に係る事務を入学広報課、スカラシップ奨学生の入学後の学修に係る事務を該当キャンパス学部事務室、減免に係る事務を経理課が取扱うものとする。

(規程の所管課室)

第11条 この規程の所管課室は、学生課とする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 本規程は、2017年1月1日から施行する。